

令和7年度 福井市松本小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定
令和 7年4月8日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人を育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、福井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

【発達支持的生徒指導】

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い、助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) いじめの未然防止

【課題未然防止教育】

- 「いじめ対策委員会」の設置
いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。
- 授業改善
すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。
- いじめの起きない学校・学級づくり
縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。
- 児童の主体的活動の充実
学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- 開かれた学校づくり
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- インターネットや情報機器に関する指導
インターネット屋情報機器スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。
- 特に配慮が必要な児童への支援
以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
 - ・発達障害を含む、障がいのある児童
 - ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童、又は、原子力発電所事故により避難している児童
- SOSの出し方に関する教育
危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(3) いじめの早期発見

【課題早期発見対応】

- 積極的ないじめの認知
児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- 自己チェックの活用
児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- アンケートの実施
定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- いじめに係る情報の記録
いじめに係る情報を適切に記録します。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。
- いじめ対策委員会への報告
いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(4) いじめの事案対処

【困難課題対応】

- 「いじめ対応サポート班」による対応
「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。
- 被害・加害児童への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。
- 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(5) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(6) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしがたって、次の対処を行います。
 - ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

(7) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。
- 評価項目
 - 【教職員】
 - ・道徳の時間を確保し、心を見つめさせたり、生き方について考えさせたりする指導に努めている。
 - ・児童の自己肯定感を高める学級づくりを行っている。
 - ・いじめを見たら知らせたり、止めたりするよう指導している。
 - ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意、指導している。
 - ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
 - ・学校だより、学年だより、ホームページなどで教育方針や教育内容を保護者などに伝えている。
 - ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
 - 【児童】
 - ・自分は、学校が楽しい。
 - ・みんなで、何かをすることは楽しい。
 - ・道徳の時間には考えを深めることができている。
 - ・いじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。
 - 【保護者】
 - ・学校は「学校だより・学年だより」「ホームページ」等を通して、保護者に教育方針や教育内容を適切に伝えている。
 - ・子どものことで、気軽に学校に相談できる。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的日開催します。(月1回以上)

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
教育相談担当、スクールカウンセラー 等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存(保存期間:5年)保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検

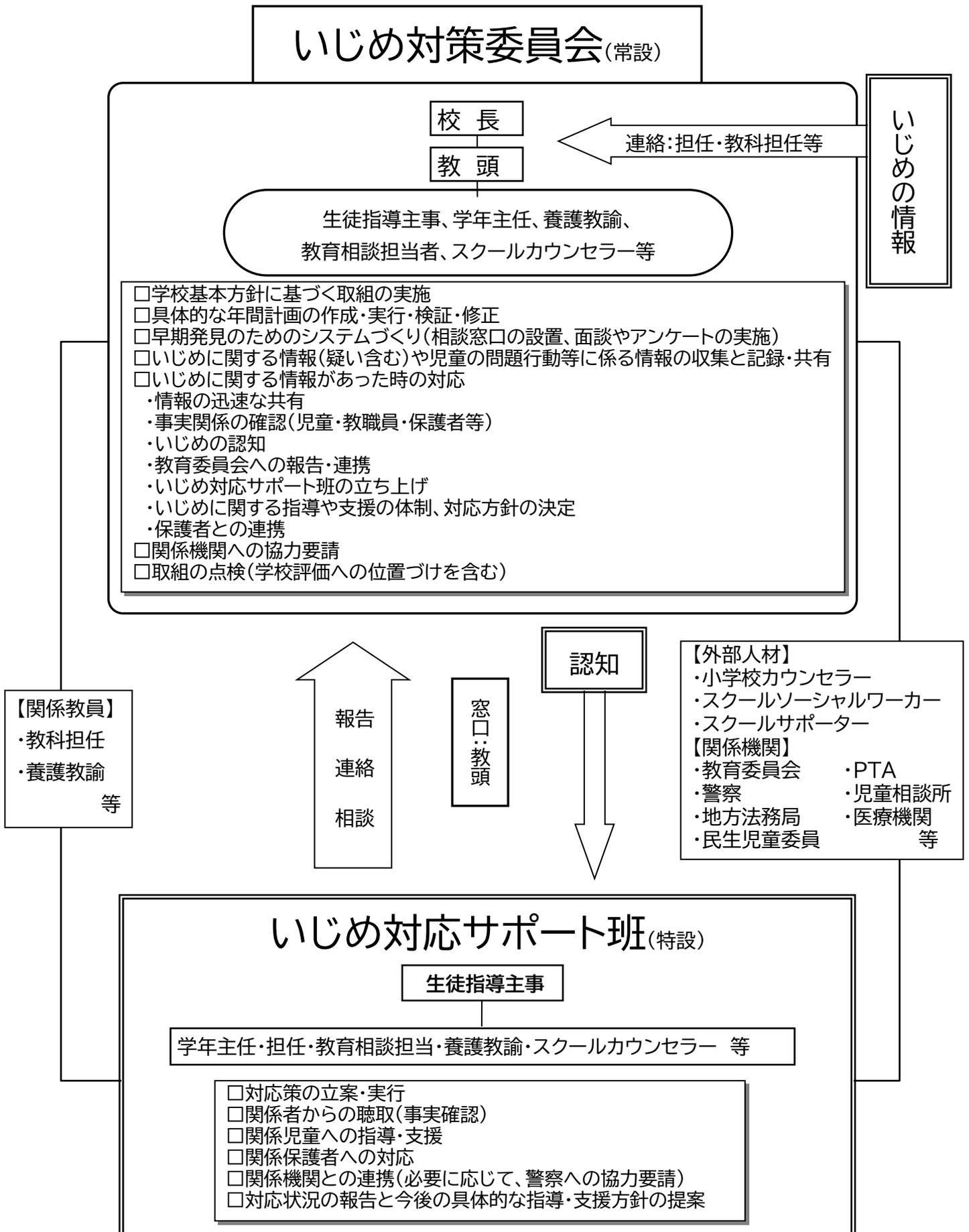
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー 等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携



5 いじめ対策の年間行動計画
【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

【様式3】
福井市松本小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画共通理解 ・教員の意識点検 ・前年度のいじめ状況の共通理解 PTA 総会・学校HP ・基本方針の公表	いじめの自己チェック <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 学級開き ・担任の第一声 ・規律づくり ・組織づくり ・居場所づくり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> ふれあいタイム計画 ・リーダー育成 ・絆づくり ・自律自治の意識 </div> </div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> 4月分アンケート調査(児童・保護者)→報告・面談 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ふれあい活動計画 (1年生を迎える会)、ふれあいタイム </div>					
5月	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応 児童支援部会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 児童支援部会 ・児童の状況把握 ・夏季休業前指導計画	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 校外学習 ・絆づくり ・リーダー育成 ・自主的な活動 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> ワンツー集会 ・異学年交流 ・低学年リーダー育成 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 宿泊学習計画 ・絆づくり ・リーダー育成 ・自主的な活動 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 春季体育大会(松本地区体育大会) ・絆づくり ・リーダー育成 ・自主的な活動 ・異校種生との交流 ・地域の方との交流 </div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> 5月分アンケート(児童・保護者)調査→報告・面談 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ふれあいタイム リーダー育成・絆づくり・自律自治の意識 </div>					
6月	児童支援部会 ・児童の状況把握 ・夏季休業前指導計画 個人懇談 ・情報の収集 ・家庭との連携	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 5年 宿泊学習 ・絆づくり ・リーダー育成 ・自主的な活動 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 小中合同あいさつ運動 ・異校種生との交流 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> メディアマスター (中学校区合同) ・ITリテラシー ・親子の絆づくり </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ふれあいタイム リーダー育成・絆づくり・自律自治の意識 </div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> 6月分アンケート調査(児童)→報告・面談 </div>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	授業づくり ・授業改善 ・学習規律	いじめの自己チェック 情報モラル講習会(随時)					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	ふれあいタイム リーダー育成・絆づくり・自律自治の意識 7月分アンケート調査(児童)→報告・面談					
	児童支援部会 ・1学期前半の状況の共通理解	夏季休業前生活指導 安心・安全な生活 ・メディアリテラシー ・SOSの出し方 等					
8月	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・ポジティブ教育						
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 職員会議 ・夏季休業明けの重点事項の確認	家庭での読書 ・親子読書 親子奉仕作業 ・親子の絆づくり ・体験的な活動 夏季休業明け アンケート調査(児童・保護者)→報告・面談					
	授業づくり ・授業改善 ・学習規律						
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・1学期の成果と課題 ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項の確認	松本フェスティバルに向けた計画・取組 ・自分を知り、信じる力 ・相手を大切にし、関わる力 ・自分の考えをもち、伝える力 ・失敗をおそれず、挑戦する力 ・仲間と協働し、感動する力 ふれあいタイム リーダー育成・絆づくり・自律自治の意識 9月分アンケート調査(児童)→報告・面談					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・秋季休業前指導</p> <p>授業づくり ・授業改善 ・学習規律</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>松本フェスティバルに向けた縦割り活動 ・リーダーの育成・自主的な活動 ・他者理解 ・絆を強める ・異学年交流 ・自己実現</p> <p>修学旅行 ・絆づくり ・リーダー育成 ・自主的な活動</p> <p>松本まつり ・地域の方との交流</p> <p>10月分アンケート調査(児童)→報告・面談</p>					
11月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>人権教育に関する校内研修会 ・人権週間の計画 ・人権週間指導の重点</p>	<p>松本フェスティバル ・自分を知り、信じる力 ・相手を大切にし、関わる力 ・自分の考えをもち、伝える力 ・失敗をおそれず、挑戦する力 ・仲間と協働し、感動する力</p> <p>小中合同あいさつ運動 ・異校種生との交流 ・人間関係づくり</p> <p>11月分アンケート調査(児童・保護者)→報告・面談</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導</p> <p>個人懇談 ・情報の収集 ・家庭との連携</p>	<p>人権週間の取組 ポジティブ教育</p> <p>メディアマスター (中学校区合同) ・ITリテラシー ・親子の絆づくり</p> <p>総合・生活科発表会 ・自己肯定感 ・絆づくり ・異学年交流 ・他者理解 ・交流活動</p> <p>ふれあいタイム リーダー育成・自律自治の意識</p> <p>12月分アンケート調査(児童)→報告・面談</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業後の確認 ・年度の締めくくりに向けて 職員会議 ・重点事項共通理解	授業参観					
	学校評価アンケート ・児童、保護者、教員による評価	いじめの自己チェック					
2月	児童支援部会 ・定期的に状況把握	わくわく交流デー 異校種間交流		掃除・通学班長の引き継ぎ ・自治自律の意識 ・感謝の気持ち		中学校体験入学 異校種間交流	
	学校評価の分析 ・課題と対策の確認	6年生を送る会準備 ・協力 ・リーダー育成 ・異学年交流					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・今年度の成果と課題 ・来年度への「いじめ発生状況」の引継ぎ ↓ 職員会議 ・課題と計画の確認	6年生を送る会 ・異学年交流 ・感謝の気持ち ・引き継ぎ式					
		2月分アンケート調査(児童)→報告・面談					
3月		見守り感謝の会 ・感謝の気持ち ・地域の方との交流					
	支援体制一覧全体会 ・気になる児童情報共有、引継ぎ	卒業前奉仕活動 感謝の心 卒業式					
	情報の発信 ・学校評価の結果 ・今年度の成果と課題	ふれあいタイム リーダー育成・絆づくり・自律自治の意識					
		3月分アンケート調査(児童)→報告・面談					